

令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和 8 年 6 月 1 日（月）

14：00～16：15

場 所：和光市役所 5 階 502 会議室

1. 会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 和光市子ども・子育て支援会議について
 - (2) 令和 7 年度第 3 回・第 4 回、令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
 - (3) （仮称）和光市こどもの権利条例制定の進捗について（報告）
 - (4) 和光市こども計画の評価について（審議）
 - (5) 令和 7 年度第 1 回・第 2 回、令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）
 - (6) その他

2. 会議資料

1. 配布資料
 - (1) 令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議 次第
 - (2) 【資料 1】 子ども・子育て支援会議委員・部会委員名簿
 - (3) 【資料 2】 和光市子ども子育て支援会議について・こども計画概要
 - (4) 【資料 3-1】 令和 7 年度第 3 回・第 4 回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
 - (5) 【資料 3-2】 令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
 - (6) 【資料 4-1】（仮称）和光市こどもの権利条例制定に向けたスケジュール（案）
 - (7) 【資料 4-2】（報告書）「こどもの権利に関するアンケート調査」フィードバック授業（本町小学校 2 年生）
 - (8) 【資料 4-3】（報告書）「こどもの権利に関するアンケート調査」フィードバック授業（本町小学校 5 年生）
 - (9) 【資料 4-4】（報告書）こどもの権利に関するヒアリング調査報告書 in みなみ保育園
 - (10) 【資料 4-5】（報告書）こどもの権利に関するヒアリング調査 in やまと幼稚園
 - (11) 【資料 5-1】 和光市こども計画 基本方針と成果指標
 - (12) 【資料 5-2】 和光市こども計画 令和 7 年度取組内容の自己評価
 - (13) 【資料 5-3】 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策 令和 7 年度実績
 - (14) 【資料 5-4】 令和 7 年度こども・若者の意見表明・参画に関する実施状況
 - (15) 【資料 5-5】 保育の提供量に対する整備実績及び利用実績

- (16) 【資料 5-6】学童クラブの整備実績や申請状況について
- (17) 【資料 6-1】令和 7 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部に報告された事項の訂正について（報告）
- (18) 【資料 6-2】令和 7 年度第 2 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部に報告された事項について（報告）
- (19) 【資料 6-3】令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部に報告された事項について（報告）
- (20) 【資料 7】「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 和光市開催案
2. 当日お持ちいただく資料
- 和光市こども計画

出席委員		事務局	
会長	森田 明美	和光市長	柴崎 光子
副会長	汐見 和恵 (オンライン)	子どもあんしん部長	平川 京子
	田中 幸乃	子どもあんしん部次長兼保育施設課長	工藤 宏
	長沼 美和	子ども家庭支援課長	飯田 真子
	畑 奈津紀	子ども家庭支援課課長補佐	富澤 崇
	櫻井 春菜	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	遠藤 亜美
	東島 明日香	子ども家庭支援課児童相談担当統括主査	吉田 峻悟
	伊東 優子	子ども家庭支援課子ども施策担当主任	奥村 北斗
	中野 文人	ネウボラ課長	堀江 和美
	柳下 和弘	ネウボラ課課長補佐	山本 智子
	貝塚 玄太	ネウボラ課母子保健担当統括主査	松岡 知佳
	新井 章彦	保育サポート課長	中野 陽介
	木村 美香	保育サポート課課長補佐	田村 尚子
	田中 光子	保育サポート課保育センター所長	沢田 潤子
	猪瀬 知順	保育サポート課入所相談担当統括主査	中島 悟
	大澤 絵里	保育サポート課施設給付担当統括主査	舘野 優子
	野川 希代子	みなみ保育園長	田中 千歳
	中 智美	保育施設課主幹	船本 勉
	田口 剛寛	保育施設課課長補佐	柳田 弘喜
	田村 頼子	保育施設課副主幹	吉村 知子
		保育施設課施設整備担当主事	堀江 亮
欠席委員			
なし			
傍聴者			
2 名			

3. 会議録

記

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

本日は、ご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、令和8年度第1回和光市子ども・子育て支援会議を開会いたします。

なお、支援会議は和光市子ども・子育て会議条例第4条の規定に基づき、委員20人以内で組織するとしており、本日は委員改選後第1回目の会議となることから、委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきます。なお、時間の都合により大変恐縮ではございますが、委員を代表して森田委員に委嘱書を手交にて交付させていただき、そのほかの皆様におかれましてはお名前を読み上げさせていただきます。また、委嘱書につきましては机上配付とさせていただきますようお願いいたします。

森田委員、柴崎市長、前へお進みいただきますようお願いいたします。

（柴崎市長から森田委員へ委嘱書を交付）

森田委員、お席にお戻りください。

そのほかの委員の皆様につきましては、市長よりお名前を読みあげさせていただきます。お名前を呼ばれた委員はほかの委員の方にわかるよう、会釈いただきますようお願いいたします。柴崎市長、お願いいたします。

柴崎市長

ほかの委員の方のお名前を読み上げさせていただきます。

（全委員の名前を読み上げ）

以上の皆様に、委嘱いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

次に柴崎市長よりご挨拶申し上げます。

柴崎市長

皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、また熱くなってきた中、お集まりいただき大変うれしく思います。

今回、委員改選後初の会議となります。新たに10名の委員を迎えまして、全20名の体制でスタートいたします。様々なお立場、専門の方がお集まりいただいております。いままでの経験や知識、そして知見をお持ちの方々にお力添えいただきながら、会議を始められることを大変心強く思っ

ております。

今回の任期の間に、本市の子育て施策にとって極めて重要な2つの動きがございます。1つは今既に動き出している、令和10年4月施行を目指す（仮称）和光市こどもの権利条例の制定です。そしてもう1つが令和9年度の「和光市こども計画」の中間見直しです。

こどもたちが権利の主体となるまちづくりの実現のために、皆様の活発なご意見をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。和光市こども計画の基本理念である、「こどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを感じるこどもまんなかわこう」の実現に向けて、皆様と一緒に良い計画を作っていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

ありがとうございました。市長は公務のため、ここで退席いたします。本日はありがとうございました。

（柴崎市長 退席）

和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第1項の規定により、会議は会長が招集し、その議長となることになっております。会長、副会長につきましては、既に書面による互選により選出をいただいております。森田委員に会長を、汐見委員に副会長をお受けいただいております。事務局より、書面による互選とさせていただいた経緯について説明をさせていただきます。

和光市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項に基づき、会長及び副会長の選出は互選によるとされており、本来であれば、委員改選後第1回目の会議である本日、委員の皆様よりご推薦をいただき会長・副会長を選出するものであります。

一方、子ども・子育て支援会議には、領域別の事案を検討する部会が設置されており、各部会は会長が指名する子ども・子育て支援会議委員及び市長が委嘱する部会委員により組織すると定められています。

今年度におきましては、本会議日程前に、児童福祉の審議にかかる緊急的な事案が生じたために基準検討・児童福祉部会を、年度途中保育園入所児童の審査のために支給認定審査部会、また、（仮称）こどもの権利条例の制定に向けた取組について速やかに協議を行うためにこども・若者部会を、それぞれ開催する必要性が生じたことから、本会議開催前に会長を選出し、会長の指名及び市長の委嘱により部会を組織するため、書面による推薦の手法を採らせていただきました。

令和8年4月1日付で委嘱を受けられている委員の皆様に、書面による会長・副会長の推薦をご依頼させていただいた結果、会長については、伊東優子委員・中野文人委員・田中光子委員・汐見和恵委員から東洋大学名誉教授の森田明美委員をご推薦いただき、また、副会長については、伊東優子委員・中野文人委員・田中光子委員から一般社団法人 家族・保育デザイン研究所の汐見委員をご推薦いただいております。そして、その推薦をいただいた結果について、同じく令和8年4月1日付で委嘱を受けられている委員の皆様にご報告を行い、ご了承をいただいたところで、森田委員には会長を、汐見委員には副会長をお引き受けいただいております。年度当初の大変ご多用のところ、ご協力をいただきありがとうございました。

また、本来であれば、委員の皆様にご説明してから進めるべきところ、順番が前後してしま

い大変申し訳ございませんでした。以降の手続きに関しましては、このようなことが無いようはかってまいります。

それでは、会長をお引き受けいただいた森田会長、副会長をお引き受けいただいた汐見副会長にご挨拶をいただきたく思います。

森田会長、ご挨拶をお願いいたします。

森田会長

皆さんこんにちは。

6月になりましたが、とても暑いですね。多分赤ちゃんや、小さなお子さんもうらっしゃる施設などは、本当にこの暑さの中、外に出られなくて大変だろうと思います。

今お話ししていただいたように、私も2月、3月と、ここで議論してきましたが、4月1日にも様々な議題が噴出して、この審議会自体、課せられている課題が相当ありまして、今も考えていましたが、この会議自体がとても広がってきています。

私、約10年この委員会をさせていただいていますが、どんどん人が増えていくなと思っています。部会も増えていきますし、そして委員も増えていきます。これはやはり、10年以上前の子育て支援しかなかった時代から比べると、こども施策が増えているということです。

また、様々なこどもたちが抱える問題について、課題の多くの場合は大人たちが作っています。こどもが作っていることはあまりありません。

よく言われますが、こどもたちがきちんと育っていくプロセスで、私たちが適切なサポートをしていけば、多分ここはもう専門家がいっぱいいらっしゃるの、ご理解いただけると思いますが、こどもたちはそこまで怪我もしなければ、そこまで大きな病気もしなくて、そしてみんな元気に育っていきます。

そのように人類は永遠とこどもが育つという社会を作り上げてきたと思います。

しかし、これをどこかで大人たちが無理をさせたり、ゆがんだ形での介入をしたりすると、そこにいろいろな問題が発生してきます。私たちはそのようなこどもたちの環境を整備し、そして適切な支援をし、そしてこどもたちが健やかに、幸せに暮らしていけるような和光市を作りたい。これが和光の中で私たちが目指しているこどもまんなか社会です。

先ほど市長も言うていただきましたけれども、今期の子ども・子育て支援会議の一番大きな課は、やはり条例です。これは条例を作ることが目的ではなく、課題を解決するために条例を作るのであって、課題解決ができないような条例は作る必要はありません。なので、私たちはしっかりとこどもたちの今抱えている課題を認識し、そしてそれを解決するために、そしてその解決がこどもたちの権利実現という、本当に私たちが目指している社会の1つの姿を、この和光市の中で具体化できるために、私たちは努力をしなければならない。

この努力の姿が実は条例であると私は考えています。

今年は条例の骨格を作り上げる段階に入っておりますので、皆さんには多様なご努力をお願いすることになると思いますけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

そして私たち、この時期にこの会議に参加できたことは、ある種のとても喜びでもあるわけです。この会議の中で世代も、そして様々な分野も、この皆さんの力を集めていただくことができ、そして議論ができる、この場を大事にしながら進めていきたいと思っています。

今年、そして来年ですけれども、本当に大事な時期ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。そして副会長の汐見委員はオンラインで参加していただいています。一言よろしいでしょうか。

汐見副会長

本日はオンラインでの参加となつてしまい申し訳ございません。

こどもの権利条例の制定策定に向けて、また和光市こども計画の中間見直しを皆さんと一緒に進めていくということで、どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長

ありがとうございました。

次に委員の方と事務局のご紹介を事務局からお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

森田会長、汐見副会長ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様より自己紹介をいただきたいと思います。時間の都合もございますので、ご所属とお名前のみのご紹介をお願いいたします。よろしくお願いします。

（各委員自己紹介）

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局自己紹介）

続きまして、部会に参加する委員の指名についてご報告いたします。【資料1】和光市子ども・子育て支援会議部会委員名簿をご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、和光市子ども・子育て支援会議条例第8条第1項に基づき、子ども・子育て支援会議には部会を設置しております。部会は、会長が指名する委員及び部会員をもって組織すると条例第8条第2項に規定されております。4月1日付けで、会長に各部会委員をご指名いただきましたので、ご報告いたします。

基準検討・児童福祉部会、保育料検討部会施設認可部会に大澤絵里委員、汐見和恵委員、貝塚玄太委員、伊東優子委員。支給認定審査部会に田中光子委員。こども・若者部会委員に中智美委員、田中幸乃委員です。部会においてもご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条の規定に基づき、議長を森田会長にお願いしたいと存じます。森田会長よりよろしくお願いいたします。

森田会長

はい。それでは議長を務めさせていただきます。

ただいまから令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議を開会いたします。

和光市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により、会議の開催要件として委員の過半数の出席が必要となります。

本日の参加状況について事務局から報告をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

本日は委員 20 名全員にご出席をいただいています。

森田会長

ありがとうございました。

汐見委員はオンラインで出席となっていますけれども、よろしくお願いいたします。それでは、会議開催要件の過半数を超えておりますので、会議は成立しています。

続いて、傍聴者の皆様に申し上げます。本日配布しております資料については、会議終了後配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議を始めたいと思います。

本日の議題たくさんございます。和光市子ども・子育て会議支援会議について、それから令和 7 年度第 3 回、第 4 回、そして令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会の付された事項に対する審議結果について、そして和光市こどもの権利条例制定の進捗について、和光市こども計画の評価について、令和 7 年度第 1 回、第 2 回令和 8 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議基準検討児童福祉部会に報告された事項について、そしてその他となっています。

報告と審議が混ざっておりますけれども、最初にですが、この子ども和光市子ども・子育て支援会議についてということで始めてまいりたいと思います。

この説明について、事務局の方からよろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

それでは、事務局の方から議題 1 和光市子ども・子育て支援会議について説明をさせていただきます。

【資料 2】をご確認ください。

今回、この改選後第 1 回目の会議になりまして、先ほどご報告もありましたように、半数の方に新任をいただいておりますので、改めてこの子ども・子育て支援会議がどのような会議で、どのような機能を持っているのかについてご説明をさせていただきたいと思います。

【資料 2】スライド 1 枚目にこの会議が何に基づき設置をされているか記載がされています。

この会議につきましては、子ども・子育て支援法や児童福祉法、こども基本法等に基づく審議事項に対して市町村が審議をするべき審議会として設置をされているものになります。

また、この会議の中でどのようなことを話し合うのかについては、中段審議事項のところに記載が

されています。

まず、子ども・子育て支援法の関係でいきますと、①から③までが、特定教育・保育施設の利用定員について、特定地域型保育事業の利用定員について、乳児等通園支援制度の利用定員についてとなっており、保育所や小規模保育事業所等、あるいはこども誰でも通園制度の利用定員についてこの中で審議する作りになっています。

そして④、⑤として、子ども・子育て支援計画の策定、変更及びその推進やその具体的な施策の実施状況について審議事項となっています。

また、同資料右側記載の児童福祉法の関係では、施設の認可に関すること、児童や妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項について審議事項になっています。こども基本法において、地域の実情に応じたこどもの施策について審議事項になっています。下段にありますように委嘱をいただきました皆さまの様々な知見を生かして審議をいただくのが子ども・子育て支援会議であるという作りになっています。

続いて資料 2 ページ目をご確認ください。和光市子ども・子育て支援会議部会についてです。

先ほど申し上げた審議事項についてこの会議の皆さんが都度全部御覧いただいて審議いただくのは、なかなか難しい状況です。そのため和光市では、部会を設置して、お示しの領域に関してはそれぞれの部会で審議し、本会議に報告をする構成になっています。

そして置かれた部会の 1 つ目は基準検討・児童福祉部会です。こちらは保育や教育の基準を定めることを検討するものや、児童福祉法の措置や支援等に関して審議を行う部会となっています。

2 つ目が支給認定審査部会です。先ほど申し上げました保育施設等の入所に関しての審議を行う部会になっています。

3 つ目が保育料検討部会です。利用者負担額、いわゆる保育料や、施設の利用料等の検討を行う部会となっております。

4 つ目施設認可部会です。こちらは保育所や認定保育事業等、こども誰でも通園制度等、子ども・子育て支援制度における事業を行う施設の認可、確認、指導に関することを検討する部会となっています。

5 つ目がこども・若者部会です。こちらは令和 7 年度から新設をされた部会で、こどもの権利及び福祉の向上を目的として、こどもからの意見聴取やこども施策に関することを審議しております。

後ほど、具体的なご説明をいたしますが、このこども計画の中で、条例の制定を現在進めているところで、このこども・若者部会の委員につきましては、こども・若者の意見の集約等ご活躍、ご協力をいただいています。

また、令和 7 年 4 月から和光市こども計画を策定しております。資料の 3 ページ目をご確認ください。

国において、こども基本法やこども家庭庁の創設など、こどもに関する取組、施策等が一層重視されていく中で、市町村においても、国のこども大綱や、県の総合計画を踏まえたこども計画の策定が求められていました。和光市においては、もともとこどもに関する計画としましては、子ども・子育て支援事業計画があり、その計画の中で保育所の整備や、こどもの施策全般に関して策定をしていましたが、今回、国の制度改正等を受けまして、第 3 期の子ども・子育て支援事業計画を包含する形で和光市こども計画を策定しました。資料の中段以下に記載しているように、国のこども大綱や県のこども計画等を踏まえた和光市のこども計画として和光市こども計画を策定した経緯があります。

そのこども計画の具体的な概要について説明させていただきます。資料の 4 ページ目をご確認ください。

まず、表記の説明になりますが、こども計画という字のこどもはですね、ひらがなで全て「こども」と記しています。一方で、この会議子ども・子育て支援会議については、漢字の子どもの子を用いさせていただいています。その理由に関しては、資料にも記載をしているとおり、国から原則「こども」という場合には、ひらがなで「こども」にしてくださいと通達がありました。ただ、固有名詞や法令に根拠があるもの、例えば先ほど申し上げました子ども・子育て支援法等に関しては、漢字の「子ども」を用いることとなっていますので、和光市もその表記の例に倣い、基本的には何も指していないこどもについては、ひらがなの「こども」と表記を行っております。

では、そのこどもの範囲の説明が資料の中段になります。

従来の子ども・子育て支援事業計画の中では、こどもは児童福祉法等における児童で 18 歳未満を指し示しておりました。一方で、このこども計画におけるこどもは、国のこども基本法の第 2 条において、「こどもとは心身発達の過程にあるもの」とされており、明確に何歳までという定めがありません。こども基本法におけるこども大綱の注釈において、「おおむね 30 歳未満までの継続的に支援を要するもの」をこども・若者とする」と記載しています。

資料にも記載していますが、若者については、こども大綱の中で思春期、いわゆる中学生以降、青年期も対象にしていることとなっています。本計画において冠詞をつけずに「こども」といった場合には、おおむね 0 歳から 30 歳までを対象としています。その中で乳幼児期や保育等の児童、思春期青年期の若者等、施策の対象によって用語の使い分けをしています。

では、そのこども計画の内容について、次のスライドになります。

和光市こども計画の基本理念は、こどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを感じられる「こどもまんなか」和光です。この理念を推進するために、和光市こども計画の基本的な姿勢として、こどもの権利条約に示された 4 つのこどもの権利に関する原則でもある差別の禁止、生命・生存・発達に対する権利、こどもの意見の尊重、こどもの最善の利益、この 4 つの視点をもとに施策を展開する計画になっています。

この計画が目指すところは、資料 6 ページ目、和光市こども計画の基本目標に記載があるとおり、「今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる」「今、こどもが主体的に健やかに成長できる」「今、子育てが楽しいと感じる」「今、こどもを支える地域社会がある」と、すべての目標に「今」という言葉がついていますが、これはこどもにとって今が大事である、こどもは成長するとこどもではなくなる、ステージが変わっていく中で、こどもの今を大切に、その積み上げが将来的に目指すべき姿になるような目標を設定しています。

この後、別の議題において具体的にこの計画に基づいてどのような施策を展開しているのかについてご説明をさせていただきますので、私の方からは子ども・子育て支援会議の機能、それに基づいて作成をしました和光市こども計画の概要について簡単に説明をさせていただきました。

私からは以上です。

森田会長

ありがとうございました。

今回、半分の委員の方が入れ替わりになっていますので、この会議体の位置付けや構成、そしてそ

の把握している所掌の事務など、私たちがどのような立ち位置で何を議論していくかについての概要をお話ししていただきました。

皆さんはおそらくこの和光市こども計画をご覧になっていらっしゃるかと思いますが、この中間評価もしなければなりません。そして和光市こども計画の理念をみんなで共有していくこどもの権利に関する条例を作っていくこともしなければなりません。

組織としていろいろ皆さんにもお願いしておりますけれども、何かご要望、あるいは質問とかございますか。少しずつわかってきていただければと思います。

よろしいでしょうか。

一同

意見なし。

森田会長

わからないことは事務局の方にお尋ねくだされば、私よりもよく制度などをご存知だと思いますので、ぜひお尋ねくださればと思います。

それでは次は議題に入りたいと思います。

令和7年度第3回・第4回、令和8年度第1回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果についてとなります。

こども・若者部会が積極的に活動してくれていまして、そこで行われた審議結果についてご報告を受けたいと思います。

お願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 奥村主任）

子ども家庭支援課の奥村です。私からはこども・若者部会についてご報告いたします。

まず、こども・若者部会はこの子ども・子育て支援会議の部会に当たる会議体となります。今まで和光市においてこども・若者の意見を聞く機会が少ない、市政にこども・若者の意見の反映される仕組みがないといった市の課題があったことから、昨年度より開始した新しい取組みとなります。

構成員としては、大学生、高校生とあたる3人のこども・若者委員と、本会議からは中委員と田中幸乃委員にご参画いただいています。

それでは【資料3-1】をご覧ください。

こちらは令和7年度第3回・第4回こども・若者部会の審議結果の報告になります。

また、資料の4ページ目、5ページ目は議論の中で出てきたキーワードを図にまとめたものになりますので、ご参考としていただければと思います。

令和7年度第3回・第4回の議題としましては、昨年12月から1月にかけて市内小中学生及び高校生に実施した「こどもの権利に関するアンケート調査」の結果に対する所見について、こどもの権利条例の制定に向けたこどもの意見の反映についてとなります。

なお、昨年12月から1月にかけて実施したこどもの権利に関するアンケート調査の結果につき

ましては、市のホームページにも公表しておりますので、ご興味ある方はホームページ等でお調べいただければと思います。

それでは【資料 3-1】になりますが、審議内容（１）「こどもの権利に関するアンケート調査」の所見について、第３回・第４回会議のまとめた報告になります。意見として、

- ・アンケート調査に小中高生の意見がしっかりと答えられていて、自由記述も真剣に書いてくれて、この意見を大事にしてまとめて条例に反映していきたい。
- ・アンケート調査には学校や市がどうこうという回答より、こども若者自身の今の気持ちが表れていると感じた。
- ・小学生には「わこうっこ」や学童クラブの居場所があるが、中学生以上になると地域で安心して行ける場所が少ない。
- ・児童は小学生の場所というイメージが強く、中高生は利用しにくいと感じている。
- ・ただ居場所を作るだけでなく、こどもとしっかり向き合う場所を作してほしい。
- ・相談したい時、家庭の問題などは学校や地域の人に地域の知人には話しにくい場面がある。知らない人の方が話しやすいこともあり、電話よりメールや SNS の方が相談しやすいこともある。
- ・自由記述の中にはいじめという言葉が多く出ていて、いじめを未然に防ぐという言葉はその通りだと思う。いじめになる前の段階で大人が関わり、こどもがつらい時に支えられる環境が必要である。話し合い、向き合える環境づくりが未然防止につながると思う。それは、失敗が許されることにもつながる。
- ・いじめや家庭の環境など、誰かに相談できなくても、そこではホッとできる、自分らしくいられる場所が欲しい。
- ・いじめの前には、みんなが今楽しく、みんなが今安全に、みんなが今安心して、みんなが今仲良くするために、今サポートできることが大事で、それが前提にある。
- ・気軽に相談できることが大事で、チャイルドライン等は何か無いと相談できないと思ってしまい、ハードルが高い。相談相手の人柄がわかること、秘密が守られることが相談のしやすさにつながる。学校では先生間で共有される不安があるため、学校以外で秘密が守られて相談しやすい場所が必要である。
- ・夢を持てるという言葉が小学４年生が言っていることに重みを感じる。
- ・「夢の壁」が存在する。夢を小さい頃は持っていたが、社会を知るにつれて夢がなくなってしまった。何が壁だか分からないが、ネット社会の中で、SNS で他人と比較する機会が多くなってしまったこともあるかもしれない。小学校４年生が夢をもちたいという言葉が出てくるということは、夢が持てない社会になってしまっているのだと思う。
- ・親も毎日忙しそうにしている。こどもの周りにいる大人が余裕を持てる社会をつくることによって、こどもも大人から必要なサポートを受けられると思う。だから、親のサポートをしっかりしてください。
- ・世の中にこどもを不安にさせるような言葉が多くあふれていて、家庭や学校でも「危ないから」と言われて育ってきた。そのため、アンケートの中で「安全に安心して」という権利が多く選ばれているのかもしれない。
- ・「自分らしくいられる」ためには、自分にとって好きなことを見つけることが一つだと思う。私自身は、様々な経験をさせてもらうチャンスを親がたくさん与えてくれた。親が決めるのではな

く、たくさんの機会が与えられた中で、私の意見を尊重して挑戦させてくれた。自分らしくいられるというのは、自分の気持ちを大切にしてくれることにつながると思う。

・アンケートの自由記述の中には、イベントが少ない、いろいろな機会がほしいといった声がある。こどもにとっての「今」には、何かにチャレンジできる機会が多くあることで、それに失敗したとしても次につながるような、わくわくする能動的なチャンスが必要である。

・「休みたい」という言葉も多く出ている。自分の意思ではなく、やらされているから休みたいと思うのかもしれない。こどもの意見が十分に聞かれていない可能性があり、親にはこどもの声を丁寧に聞いてほしい。

(2) こども権利条例に反映つけたこどもの意見の反映について

第3回、第4回会議において、こどもの権利に関するアンケート調査や自由記述の後に議論してきました。私たちの思いを条例に反映させてください。

- ・こどもは「今」を生きている。
- ・もっと大人はこどもの意見を聞いてほしい。
- ・こどもが夢を持てる社会にしてほしい。
- ・こどもがワクワクするようなチャンスがたくさん欲しい。たとえ失敗しても許されて、次につながるチャンスがたくさん欲しい。
- ・ただ居場所を作るだけではなく、大人がこどもとしっかり向き合う場所をたくさんつくってほしい。
- ・相談したい時に身近に相談できる場所が欲しい。その場所は秘密が守られて、相談ができなくても、ほっとできる場所。自分らしくいられる場所。中学生以上もそういった場所が欲しい。
- ・こどもにとっては「今が」大事です。今楽しくて、今安全に安心して暮らすことができ、今みんなが仲良くするために、大人は子供をサポートしてください。そして親へのサポートをしっかりしてください。

また、条例作りにおいて、以下のワードを大切にしてください。

- ・こどもの「今」を大事にする
- ・自分らしくいられる
- ・自分の意見を聴いてもらえる
- ・失敗が許される
- ・挑戦できる
- ・いじめの未然防止
- ・相談できる場所がある
- ・安全に安心していられる
- ・休みたい
- ・夢をもてる
- ・こどもへのサポート
- ・親へのサポート
- ・秘密が守られる

次に、【資料 3-2】をご覧ください。

こちらは先日令和8年5月18日に実施した令和8年度第1回こども・若者部会の審議経過の報

告となります。

なお、3名の高校生・大学生の委員につきましては、こちら任期が1年となっておりますので、先ほどご報告した令和7年度に審議した委員から変更となっておりますのでご了承ください。

令和8年度第1回こども・若者部会では、昨年度のこども・若者部会で出た意見や、昨年度我々子ども家庭支援課が集めたこどもの意見をもとに意見交換を実施いたしました。また、こども計画の評価として、特にこども計画基本方針1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりについても意見交換を実施しました。

それでは【資料3-2】意見交換内容をご覧ください。

- ・意見を言うことはとても難しいことだと思うので、自分たちが意見を言える場、言える環境を整えて欲しい。そしてそれが和光市に反映されていると実感が持てる取組があればよい。

- ・昔と比べて学校でも自発的な学びをする傾向があると思うが、それが学習に留まらず、日常的に自分の意見を伝えることに繋がればよいと思う。

- ・自分を知らない人に自分の意見を伝えることは比較的気楽であるが、逆に自分の身内や自分を知っている人に本当のことを言うことは難しい。

- ・学校で起きたことについては秘密が守られる学校以外に相談したい。学校以外で一步外の視点から支援してくれる人に相談できる場所があればこどもにとって心強いと思う。

- ・学校内に相談することが有効な場合もあるが、一方で秘密が守られる学校外で相談できる場所を求める声もあり、両方の場所が必要なのではないか。

- ・中高生や大学生に情報が届きにくいいため、広報運動の強化が必要である。

- ・こどもの意見を聞くだけでなく、その結果を当事者に共有し、こどもに返すことが大事であり、和光市が自分たちの意見を聞いてくれているという気持ちになってもらえるようにしたい。

- ・こどもは遊びの中で意欲や主体性を育む。どうやったら友達と仲良くできるかも学ぶ。こどもにとって遊ぶことは非常に重要なことであると考えます。

- ・こどもの時期に大事なものは何かということを考えなければならないと思う。

- ・幼児期のこどもへのヒアリング調査の中でも休みたいという言葉が出てきており、条例に落とし込むことで安心感を与えられるのではないかと。

- ・今のこどもは習い事などで忙しいことが多いと思うが、どこまでがこども自身の意思であるかを考える必要がある。

- ・自分でやってみて失敗する経験を安心してできる環境がある事はすごく大事だと思う。

- ・失敗してもいい環境は安心感やチャレンジしようとする気持ちに繋がる。

- ・失敗してもいい環境づくりや安心できる環境づくりは大人や周りの影響によるところが大きい。そのような環境が家はもちろんのこと、家以外の学校やその他の居場所にあるとよい。

- ・声をあげにくいこどもや、情報が届きにくいこどもたちの意見や悩みを聞くためにはどうしたらよいかということは課題だと感じる。

- ・大人もこどもも互いにこどもの権利を理解し、大人が子育てをしていくうえでこどもにしっかりと教育していくことでこどもがのびのび遊んだり、楽しく過ごせたりするような環境ができるのではないかと。

- ・こどもは大人の言うことは絶対に正しいという認識があると思うが、大人も間違えることはあり、大人も自分が必ず正しくなければならないと思う必要はない。大切なのは大人とこどもの相互

理解だと思う。

・自分のことを見守ってくれて、寄り添ってくれる人の存在はとても大きい。それは決して親である必要はなく、学校の先生や地域の人でもなりえる。

以上となります。

森田会長

ありがとうございます。

今、3回分の部会の報告をしていただきました。部会は私もオンラインで時々参加しています。

少しその時の様子、田中幸乃委員と中委員が今日参加されていますので、お話があったことに加えて、何か伝えたいと思うことをお話していただきたいと思います。

だいたい夕方から少し早めの夜の時間帯に2時間ほど会議をしているわけなので、皆さん学校が終わって疲れたりすると思いますが、元気にお話をしてくれています。

先ほどお話したように、この後で出てくる小学校や幼稚園へのアンケートをどう読み取るか。数としては、例えば何パーセントということがよくありますが、その何パーセントの、この意味はどのような意味なのだろうか、なぜこのような事実が出てきているのか。事実を全部出していただいて、キーワードで検索したり、あるいは同じような意見がいくつぐらいあるのだろうか、と、個数で調べたり、あるいは書かれていることの中で、1つだけけれども、気になったキーワードは何だろうかということを、この高校生や、あるいは大学生の人たちを中心として、これを読み込んでもらうということをしました。このような方法は実はあまり取られてないと思いますが、この若い人たちは、もっと若い子どもたちの思いをどう受け止めているのだろうか。同じこの和光で暮らしている若者として、一体どのように感じているのだろうか。

そこが最初お話ししたような条例を作る時の、私たちがこの条例を作る目的としてきちんと位置づけなければならないこと。そして、なぜこの自治体でこのような条例を作らなければならないのかということを書き出していく時の、子どもたちの思いを抽出していく作業をここでやってきています。

膨大な数の意見から、ここまでまずキーワードやあるいは概念というものが出てきています。この場ですけれども、この場自体もすごく新鮮ですし、それから後でご報告いただきますけれども、小学校や幼稚園や保育園でもまた同じようにこのようなものを開催していただいて、そこでまた子どもたちの意見をもらったりしています。

このように具体的な条文の前文や、あるいは目的、あるいはその条文のカatalogと私たちは呼んでいますけれども、この国連の子どもの権利条約は40条の条文を持っていますので、この中で本当に和光市の子どもたちにとって一番大事な、このこどもの権利条例の中に盛り込まなければいけない条文は何だろう。もともとこども基本法があり、あるいは先ほど言ったこどもの権利条約というものが国際的にもあるわけですが、これで支えられているというだけでは、どうしてもこの和光の子どもたちのところにきちんと返っていかないこと、これを私たちはきちんと条例に生かせなければなりません。

何をどう生かすかということを実際に真剣に、私たちが会議をやっていない期間に3回も会議をやって、これを議論してくれたわけです。

田中幸乃委員と中委員の方から一言いかがですか。この何かこの言葉は絶対に大事にしてほしいなというようなことが何かありましたらどうぞ。

(田中幸乃委員が挙手)

田中幸乃委員、どうぞ。

田中幸乃委員

こども・若者代表の田中と申します。

私も前年度と今年度のこども・若者部会の会議に何回か参加させていただいていて、雰囲気としてはすごく話しやすい雰囲気を皆さんと作り上げていて、その場所でも学生さんがそれぞれ自分のバックグラウンドや、自分の経験を赤裸々に語りながら、このアンケートと向き合う時間がありました。

令和 7 年度の会議と今回 2 週間前にやった令和 8 年度の会議で、少しメンバーが変わりましたが、そこで同じようなテーマで話している時に、やはりその人それぞれによって感じ方や意見が違ふということを感じました。

しかし統一して言えるのは、大人の存在が一番であること。影響力を与えているということで、親でも先生たちでも、周りの大人たちでも、その大人の支え方、サポートの仕方によって、こどもたちの考え方と未来につながり方が少し変わっていくのではないかと感じました。

なので、大人たちとの関わり方や、居場所づくり、こどもが大人に相談できる、相談できる場所が欲しいという意見は、アンケートでも多く出ていたので、そのような居場所が和光市にも作れたらいいなと思いました。

以上です。

森田会長

ありがとうございます。

(中委員が挙手)

どうぞ。

中委員

今、田中委員もお話ししてくださいましたが、実は令和 7 年度、第 3 回で本当は終わる予定でしたが、すごく盛り上がって、様々な意見がたくさん出て、それで第 4 回も設けさせていただいて、そこでさらに議論したという経緯がありました。

先生方にご協力いただきながら、和光市の小学校、中学校、高校に実施したアンケートの結果をグラフにまとめたものだけでなく、自由記述もすごくたくさんのかどもたちが書いてくれたので、それを読んで、どこが気になったか、気になるキーワードやどうしてそこが気になったのかなど、それからどのように読み取ったらいいのかなど、今の和光市に暮らしている皆さん一番合う言葉や、条例に置きたいキーワードは何かというところからいろいろ考えて、みんなで話し合いました。

令和 7 年度から 8 年度にメンバーが入れ替わったので、令和 7 年度の会議でそれらの読み込みを

して、令和 8 年度の方にもそのことを伝えて、またそこからいろいろ膨らませたり絞ったりする作業を今続けているところです。

なので、本当はもっともっとたくさん皆さんに議論した内容をお伝えしたいのですが、そんなにたくさんご報告をできるわけではないので、この文量にまとめていただきましたけれども、まだまだこれから続けていきたいなと思っていますので、また様々なところでお取り上げいただければと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

ありがとうございます。
ご質問など何かありませんか。
(野川委員が挙手)
野川委員、どうぞ。

野川委員

和光市社会福祉協議会の野川です。
すごくこの報告書の内容の密度が濃いなと思いながら見ていました。
昨年度から委員をやらせていただいていますので、アンケートの結果は拝見しましたが、膨大な量の意見を大人がどのように受け止めればいいのかと考えると気が遠くなる話でしたが、例えば【資料 3-1】の 2 ページ(チ)の「休みたい」という言葉が出てきている。
これがこども・若者の皆さんが、こどもの意見が十分に聞かれてない可能性があるから、この休みたいという意見が出ているのではないかと。これはもしかしたら大人だけで考えていても同じ結論にたどり着くかもしれないですけども、こども・若者の皆さんがこのような分析をしたことが、すごく意味があるのではないかと思います。見えておりました。
質問ですが(ス)に、「だから親のサポートをしっかりとってください」と結ばれているところ、この親のサポートに行き着いた経緯を教えてくださいました。

森田会長

ありがとうございます。
田中幸乃委員いかがでしょうか。

田中幸乃委員

ありがとうございます。
アンケートを見て、親の皆さんはこのアンケートを見た時にどう感じるかということを思いました。中委員や子ども家庭支援課の職員の方の中にも、お子さんがいる方々がいる中で、私はこのアンケートを見ている時は、こども・若者を代表として、そのような目線で見っていますが、このアンケートを親の皆さんが見た時にどう受け止めるのかと疑問を持ちました。
それから親も今は共働きなどが多くて、核家族も普通になっている中で、やはり忙しそうにしてい

る。親が悪いわけではありませんが、忙しいからこどもと向き合う時間が少なくなってしまう、少なくともそのようなことが影響していることがあるのではないかと思います、こどもだけを見るのではなく、この条例を作るにあたって、子育て世帯の皆さんのこともサポートしていければ、循環がよくなると思いますか、結果的にこどもたちもいい方向につながっていくのではないかと思います。

森田会長

ありがとうございます。
中委員はいかがでしょう。

中委員

こどもの声を聞く、こどもの意見を聞くために何が必要かという話をしていたと思いますが、その中でやはり親や先生方など、こどもに関わる大人の気持ちの余裕や時間の余裕がないとなかなかこどもの声を聞くといっても、こどもだって話しにくいかもしれないし、やはり親の余裕が必要ではないかという話も出ていたように記憶しています。

直近に行った令和 8 年度の第 1 回こども・若者部会にもその話題が出ていて、やはり親や学校の先生など、こどもが出会った大人の方の存在や、そこでのやりとりなどは、すごくこどもにとって重要だと思うという話がでました。親や大人の方にもサポートが必要である、余裕を持ってこどもと関われるような、そのような暮らしができるといいなという話が結構たくさん出ていました。

ありがとうございます。

森田会長

ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
(柳下委員が挙手)
どうぞ。

柳下委員

東上地区私立幼稚園協会の柳下です。

今の質問と被ってしまうところがあるかもしれませんが、アンケートから様々な意見を抽出して、それも反映する作業はとても大変だと思いますが、感動いたしました。

1 点ですね、この第 3 回・第 4 回のアンケート調査結果に対する所見についての意見で、夢を持てる、夢の壁というところがすごく僕の中で、染み透るなと感じました。この夢という言葉が、実際小学 4 年生が持てないと言っているところを含め、どんなアンケートの設問だったのか、どのような話の流れでこの夢というところをお話になったのかと、少し気になってしまいまして、もしよろしければもう 1 度答えていただければと思います。

森田会長

ありがとうございます。
(事務局より奥村主任が挙手)
どうぞ。

事務局（子ども家庭支援課 奥村主任）

事務局から設問のことについての説明をさせていただきます。
今回のこどもの権利に関するアンケート調査の最後に、こどもの権利やこどもの権利に関して何か一言言いたいことはありますかと自由記述欄を設けさせていただきました。
その中で、小学 4 年生の方が夢が持てないという言葉を書いたことに関して、今回このような話題が上がった経緯があったことをご説明させていただきます。

森田会長

ありがとうございます。
(田中幸乃委員が挙手)
どうぞ。

田中幸乃委員

今おっしゃってくださった自由記述を皆さんでまた改めて会議の中で見ている時に、夢が持てないと書いてあるのを見て、私たちもそれにびっくりしました。昔、自分の時代だと、小学生はまだ夢に溢れているのではないかと話から、今は SNS の普及ですとか、比較対象が出てきたとか、そのような影響があって夢が持てないのかなと話がでて、それに対して皆さんでも少し盛り上がった一部ではありました。

森田会長

いいですね。すごく盛り上がっていました。
10 歳も離れてないのにこんなに変わってしまったのだろうか、とすごく盛り上がっていましたね。
この時に私が本当に思ったのは、やはり若者たちを間に入れてよかったなと思いました。私たちだったら通過してしまう言葉だったかもしれない。この高校生の世代ぐらいで、この一体どのような言葉に引っかかるのか、あるいはどのようにその言葉を条文に生かしていくのか、これを今必死になって考えているわけですが、その時に、それぞれの世代が気になった言葉、あるいは気になったフレーズを大事にしてほしいと思って、今このような作業をやっているわけです。
大澤委員、どうですか。この情報の処理の仕方として、当事者あるいは当事者に近い人たちがこのように検討、語りながら、必要なことをみんなで集めてみることを今始めているわけですが、いかがですか。

大澤委員

まずは一番当事者から上がってくる意見はとても大事なことで、それが求められていること。かつ客観的にはそれを文章にしていこうということで、いろいろ分析、私たちの思いと同時に、やはりしっかり客観的にどのような意見があるのかは分析してもいいのかなと思いました。でも両方合わせて、条例にできていくと、とても理解の進むものになるのではないかと考えています。

森田会長

ありがとうございます。

また、そちらの方の客観的な分析は、大澤委員に今いろいろとご協力いただいているわけですが、あとこの小学4年生の意見について、木村委員はいかがですか。なにかご意見があればどうぞ。

木村委員

今、小学校、中学校、高校もそうだと思いますが、キャリアパスポートを埼玉県でも作成していて、小さい頃から自分のキャリアについて、夢も含めて将来どのようになっていくか、自分が今好きなものは何で、どのようなところを目指したいのかを、小学校1年生から積み上げて学習はしているところですよ。

それが取り出されて、キャリアパスポートは大事であると、県も考え始めたのは、やはり子供たちが夢、希望を持ちにくいようになってきた現状がまず1つあると思っています。

ただ、その中で、夢がない子はダメな子なのかということですよ。あまり夢を持つ、夢を持つと言っていると、夢がない自分は人とは少し違うのか、それはダメなのかと思っている節もあります。

ですので、もちろん夢があって、将来に向かって頑張れるのはとても大事なことですけれども、今それが無いからといって、その子自身が否定されるわけではない。夢がない、今考え中であることも、とても大事な状態であることをみんなで認め合っていくような、そのような側面、そのような子もいることは理解してあげた方がいいのではないかと考えております。

森田会長

ありがとうございます。

あとでまたお話しいただきますが、こどもたちが今置かれている様々な状況の中から、なぜ今、このこどもの権利に関する条例を和光市は作るのか具体的な条文のところに、繋いでいかなければなりませんので、先ほど大澤委員がおっしゃったように、データに基づくきちんとした分析と、そしてまた皆さんが語り合っていた中からできた思いをどのようにこの条例に繋いでいくのか。

今大体100程度の自治体がこどもの権利に関する条例を持っていますが、本当にどこの自治体も、様々な作り方をしています。そしてそれを動かす、具体化することがまさに一番大事なことです。その課題、作った価値、これをきちんと実現に向けていくことが大事なことで、これを実現するために各自治体はその条例を作って頑張っています。では和光市はどうやって、何をどのように頑張っていくのかがこれから大きな課題になってくると思います。

この3回分の報告についてはこれでよいでしょうか。

意見なし。

森田会長。

アンケートそのものもホームページ上に載っていますし、ここの意見の次のところには分析シートも載っていますので、ぜひご覧になって、いろいろなことをやりながら考えていることを知っていただけたらと思います。

それでは次ですね、まだ同じようなこと続きますのでお願いいたします。

(仮称)和光市こどもの権利条例の制定の進捗についてということで、【資料 4-1】の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 遠藤統括主査）

子ども家庭支援課の遠藤と申します。和光市こどもの権利条例制定の進捗についてご説明します。

議題 1 で和光市こども計画についてご説明したところですが、市はこども計画においてこども・若者の意見を尊重するこどもの権利条例を作ることを宣言し、令和 7 年度から条例制定に向けての取組を進めています。

昨年度から本会議と先ほどご説明したこども・若者部会の双方の審議を行い、また、こどもの意見を反映するため、小中高生へのアンケート調査、その結果のフィードバック、こどもワークショップの開催、幼児期の子どものヒアリング調査などにより、こども・若者の意見を聞いてまいりました。

また、地域でこどもの権利を守り育てる環境づくりを進めるため、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自治会連合会などの場において、こどもの権利に関するご説明を行っています。

さらに、保育センターでは汐見委員にご協力いただき、市内保育施設等の職員向けに施設長等のための虐待防止組織づくり研修を開催し、こどもの人権に配慮した保育の実践について学び、より安全で安心できる保育の環境づくりを進めているところです。

全市民向けの取組としては、5 月の春のこどもまんなか月間中に駅前のデジタルサイネージ、庁内の広告モニター、昼の庁内放送、1 階のテレビでこどもの権利の周知啓発を行っております。

その他にも、条例制定に向けた取組を市のホームページで公表していますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

続きまして、【資料 4-1】、(仮称)和光市こどもの権利条例制定に向けたスケジュール案をご覧ください。

一番上の段をご覧ください。条例については、令和 8 年度に骨子案の検討、市民等への意見募集、素案の検討を行い、令和 9 年度に条例案を検討し、パブリックコメントを実施、令和 9 年 12 月和光市議会に条例制定、令和 10 年 4 月施行を目指しています。

2 段目、意見聴取事業等に記載している通り、引き続きこどもを中心とした意見聴取が継続してまいります。具体的には、こどもワークショップ、後ほどその他でご説明しますが、こどもまんなかりレーシンポジウムを夏休みに開催する予定です。さらに、意見を出しづらいこどもたちの意見を聞く

ためのヒアリングや意見交換会の実施も検討していきます。

次に令和 8 年度の本会議のスケジュール案についてご説明します。【資料 4-1】の裏面をご覧ください。本会議は年間で全 5 回の開催を予定しております。まず、夏休みに開催予定の第 2 回こども若者部会において、権利の柱について議論を行います。その内容を踏まえ、第 2 回本会議では骨子案の検討をお願いしたいと考えています。続く第 3 回から第 5 回の本会議では、条例素案の検討、市議会議員への報告などを進めていく予定です。令和 8 年度の目標は、(仮称)和光市こどもの権利条例の素案を作成することです。

条例策定にあたっては、当事者であるこどもの参画が大切です。こどもワークショップ等で得られたこどもたちの意見、そしてこども・若者部会での議論を、本会議と双方向でキャッチボールをしながら、より良い条例づくりにつなげていきます。

また、本会議には、地域の子育てに関わる多様な立場の皆様にご参加いただいています。皆さんの専門性や現場の視点は大変貴重なものと考えておりますので、活発なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、【資料 4-2】から【資料 4-5】として配布しているこどもへの意見聴取の取組についてご報告します。

【資料 4-2】と【資料 4-3】は、こどもの権利に関するアンケート調査フィードバック授業を 3 月に行ったものの実施報告です。令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月に行った「こどもの権利に関するアンケート調査」の結果を、本町小学校の 2 年生と 5 年生にフィードバックし、こどもたちの生の声を聞かせてもらいました。そこで得られた意見については、この【資料 4-2】と【資料 4-3】の 6 ページ目、みんなからの意見一部抜粋として記載しています。

例を挙げると、「周りの大人に守られているなと感じるときはどんなとき？」というテーマについて、2 年生では

- ・意見を聞いてもらえるとき
- ・休んでいいよと言われたとき

「周りの大人が、自分のことを考えてくれると感じるときはどんなとき？」というテーマについて、5 年生では

- ・真剣に話を聞いてくれるとき
- ・自由にしていよと言われたとき

などの意見がありました。また、「こどもの権利条例ができたとき、どんな和光市になっていたらいと思う？」という質問に対しては、2 年生では

- ・優しく安全で平和な和光市
- ・どんなことも相談できる和光市

5 年生でも

- ・安心で安全できる和光市
- ・こどもが相談できる場所に入りやすくなること
- ・みんなが楽しくて平和で、いじめなど差別がない和光市

との意見がありました。

なお、市内の全小中学校の児童生徒に対しては、アンケート結果のダイジェスト版を紙媒体で配布してフィードバックを行いました。また、ご協力いただいた和光国際高校、和光南特別支援学校、和

光特別支援学校にも結果を共有しております。さらに、令和8年4月号の広報紙に「こどもの声からみえる今大人ができること 知っている？こどもの権利」とのタイトルでアンケート結果を掲載しております。

続いて、幼児期のこどものヒアリング調査についてご報告します。【資料 4-4】がみなみ保育園、【資料 4-5】がやまと幼稚園の報告書です。

幼児期のこどもについては、これまで保護者を対象とした意見聴取が中心であり、こども本人の思いや感じていることを直接受け止める機会が限られていました。その状況を踏まえ、幼児期のこどもから直接意見を聞くため、みなみ保育園とやまと幼稚園の協力のもと、幼児期である5歳児クラス、年長クラスのこどものヒアリングを実施しました。

当日はまずアイスブレイクでみんなの好きな公園はどこ？ですとか、好きな遊具はどれですか？という質問で緊張をほぐして、こどもが日常の中で感じている自分にとって大切にしていることについて会話をしながら丁寧に聞き取りを行いました。こどもたちから聞いた意見は、資料表紙から3枚目のみんなからの意見（一部抜粋）として記載しています。

例えばですが、

- ・失敗が許されることは大切。
- ・頑張ったのに怒られるのは嫌な気持ち。
- ・自分の気持ちや意見が言えることは大切。
- ・みんなで決めたい。
- ・お家の人という時は安心するから、安全安心に暮らすことが大切。
- ・習い事があって遊べないことがあるから、遊ぶことができることが大切

などの意見がありました。

ヒアリングでは、こどもたちから日々の生活の中で感じていることや大切にしてほしいと思っていることについて、素直で温かい声を聞くことができました。いただいた意見は、今後進めていく条例の策定やこどもの権利が尊重される街づくりに生かしてまいります。

また、こどもたちの思いや願いは、年齢や環境によって様々に変化していくものです。これまでの取組にとどまらず、今後も幅広くこどもの意見を聞いて、こどもが安心して思いを伝えられる環境づくりに丁寧に取り組んでいきます。

説明は以上です。

森田会長

はい、ありがとうございました。すごいですね。年長さんだから5歳ですよ。

今日、委員としていらしていますので、当日の様子や、それから少し感想、あるいは条例のところにこどもたちもどのように参加できそうかなど、何かお感じになってらっしゃることあったら是非ご発言いただきたいと思いますので、まず木村委員からよろしいですか。本町小学校でお忙しい中ありがとうございました。

木村委員

本町小学校校長木村です。

昨年度フィードバックをどのようにしていこうかとお相談をいただいて、ぜひ本校の児童たちにフィードバック授業をやっていただけないかとお相談をしながら、この授業が実現したところがあります。アンケートを取って、結構3月ギリギリに取りまとめて、これだけのプレゼンテーションを作っていただくのも大変だっただろうと思いますが、こどもたちも自分たちがアンケートに答えたことが、このような形で市役所から返ってくることが初めての経験だったので、とても興味深く授業に参加していました。

2年生低学年と5年生高学年と、どちらのこどもたちもアンケート結果から、こどもの権利について市もとても真剣に考えていて、自分たちの声を吸い上げて条例を作っていくことがわかったのではないかと思います。

その上で、こんな和光市になってもらいたい、このように条例が使われたらいいなとこどもたちもいくつかのグループに分かれて、それぞれ市の職員と担任もついて意見を引き出していましたが、ここで一生懸命考えることが次に繋がると思いました。そして、この意見を再び集約いただいて、次の形でまた出てくるところがどんどん連鎖していくと、こどもたちも意見を聞いてもらったことが形になっていく、そのプロセスの中に入っていくことが実感できると思って、とても素晴らしい授業をしていただけました。

アンケートはなかなか回数取れるものではないですが、できたら今後も、継続して毎年これをやっていただくと、権利って何だろうということ、条例ができたら、今度はその条例をどのように生かしていくのか、みんなの意見を聞きたいということで、毎年毎年重ねていけると、とても素晴らしい授業になるのかなと思いました。

森田会長

ありがとうございます。この授業は、何の時間を使ってくださったのでしょうか。学校は忙しくてなかなか授業時間取ってもらえないことが他の学校でのご意見で、木村委員のように時間を取ってくださることが本当に感動です。

木村委員

そうですね、私も年度の始まりからこどもの権利について、これとは関係なく子どもの権利条約のことについてなど、校長講演でお話をしたりしていましたので、先生方には道德でもいいし、学級活動でもいいけれども、とても大事なことなので、やってもらいたい、引き受けてもらいたいというところで、2年生と5年生にお願いしました。先生方もなかなか学校の現状としては、子どもの権利条約があり、これから和光市の条例を作ることは知ってはいるけれども、それを自分たちでこどもたちにどう落としていくのかというところに、とても指導に関しての不安は感じているので、その部分をやっていただくじゃないですけども、出前授業のような感覚で先生方も受け入れていただけたと思っています。

森田会長

ありがとうございました。このように小学校で対応しました。またやってくださいとのことなので、次は条文にした時にこどもパブリックコメントを行いますので、その時もぜひお願いしたいと思いま

す。

幼稚園はどうでしたでしょうか。

（柳下委員が挙手）

お願いいたします。

柳下委員

東上地区私立幼稚園協会の柳下です。

僕も参加させていただきまして、本当にこどもたちがまず楽しそうにこの会をやっていた、この取組をやっていたなと感じました。普段、こどもたちからあまり出ない意識だったり、考えだったり、そのようなことが結構出て、大人が結構びっくりするような発言があったり、そのようなところも含めて、本当に市役所の職員の方々もとても丁寧にこどもたちと関わってくださったおかげで、こどもたちからも活発な意見が出たと思います。

こどもたちにとって否定がない、自分が何か言った時に誰かに否定をされない絶対的な空間の中では、意見が出やすいのは間違いないと思いますし、やはりこのような経験があるからこそ、いろいろなところでどんどん自分の思いや考えを言えるようになっていくのかなと思いました。

先ほど木村委員もおっしゃっていましたが、人権ということこどもたちはすごく難しく捉えがちです。こどもたちは何でもしていいわけではありませんが、やはり自由に自分の考えたことを表現できることが、僕は一番自然だと思っているので、本当に毎年やっていきたいと思います。

これをやったからこそ、次は小学校に行ってどのような繋がりができるのか、幼稚園でこのような教育や経験があって、小学校へ行ったら今度は発展させて何があるのか繋がりができると、中長期で人権をこどもたちと一緒に考えていくことができるのではないかと思います。

以上です。

森田会長

ありがとうございました。

みなみ保育園の田中園長はいかがでしょう。

田中園長（みなみ保育園）

みなみ保育園の田中と申します。

みなみ保育園では 5 歳児を対象に話を聞いていただきました。

時間としても 30 分程度で、こどもたちが集中できるようにアイスブレイクの時間を作っていただき、自分たちの興味があることから話をしていただきました。その中で自分たちが大切にしたいことってどういうこと？というこどもたちが分かりやすいような質問をしていただきました。

こどもたちは安心して暮らす、パパとママがいないと不安になっちゃう、自分の言ったことが認められたら嬉しいなど、5 歳児が自分たちの言葉で自分の気持ちを表現することがこんなに上手いのかと感じました。

そして、それを聞いてもらいながら、大人たちも共感しながら、そこの時間を楽しんでいるような

様子がすごく私は印象的だったのと同時に、それを聞いている私たち保育士も、「こどもたちって一人一人自分の大切にしたいことがこうやってあるんだな」と感じた時間になりました。

保育園でもこのような機会を作っていただいたことで、こどもたちの気持ちを聞く機会を作っただけで、本当にありがたいと思いました。このような機会を今後も保育園にも継続して作っていただくことで、こどもたちの気持ちを実際に言葉で表現してもらえるのは嬉しいと思いました。

そして、言葉にできないこどもたちの気持ちにも寄り添うことが必要ではないかと改めて思いました。5歳児以外の小さなこどもたちは、表情や泣き声や、いろいろなところで表現してくると思いますので、そこも私たちが権利として受け止めながら大切にしていかなければならないと感じました。

以上です。

森田会長

ありがとうございました。

今、様々なところで、特に小さいこどもたちの意見をどのような形で聞いているかを少し皆さんに聞いていただけたと思います。様々な世代、様々な地域、様々な状況にあるこどもたちにこちらから出前で行ってみて聞いてくることなどをしながら、条文の中に何を取り込んだらいいのかを今一生懸命手探りをしている状態だと思っていただければと思います。

先ほど年間スケジュールが出ておりましたけれども、特にこども・若者部会には毎回大きなご役目があります。そこを受けて私たちも頑張りつつ、これから本格に骨子を作っていきたいと思います。

他にいかがですか、ご発言ありましたらどうぞ。

一同

意見なし。

森田会長

よろしいですか。

それではよろしく願いをしたいと思います。

条例についてはここで終わりにいたしまして、次に、議題 4 こども計画の評価について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 遠藤統括主査）

それでは和光市こども計画の評価についてご説明します。

まず、評価にかかる基本的な考え方をご説明します。和光市こども計画の冊子 19 ページをご覧ください。

和光市こども計画では、基本方針 1 こども・若者の意見表明・参画から基本方針 5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実の 5 つの基本方針を柱としています。さらに、この基本方針に 13 の基本政策を掲げ、取組を推進しているところです。

本日は、基本方針ごとに成果指標の達成状況と主な取組内容についてご説明します。【資料5-1】をご覧ください。

こちらは和光市こども計画の22ページに掲げている計画の成果指標について、令和7年度の実績を中央の列に記載しているものです。毎年調査できるものは8項目で、その値を記載しています。値を記載していない指標は、主に計画策定時に実施したアンケート調査によるもので、次回調査は次期和光市こども計画を策定する際に実施する予定です。

続いて【資料5-2】、和光市こども計画令和7年度取組内容の自己評価をご覧ください。

こちらは、具体的な取組内容の評価を各担当課が記載したものです。和光市こども計画の冊子には取組内容の番号を記載していないため、計画書から取組内容の評価を参照する場合はお手数ですが、【資料5-2】の中央のページ番号を参考にご確認ください。

本日、新たな取組み内容や進捗に課題がある取組など、一部のご説明となりますので、申し訳ありませんが、こちらは関心のある取組内容についてご確認いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、5つの基本方針ごとにご説明します。まず、こども計画25ページの基本方針1 こども・若者の意見表明参画です。

【資料5-1】をご覧くださいと、こちらの方針では、1. 市がこども・若者の意見を聞いて実施した事業数と4. 将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合と、5. 自分には良いところがあると回答する小中学生の割合を成果指標としています。結果について、1. 市がこども・若者の意見を聞いて実施した事業数は16事業を実施しました。

続いて4. 将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合5. 自分には良いところがあると回答する小中学生の割合については、1.5%ぐらい下がっていたり、中学生少し上がっていたりしますが、こちらは下降傾向ではなく、年度により数値のばらつきがあることから、今後も継続して状況を見ていきたいと思っています。

この基本方針1の具体的な取組内容として、例えば、【資料5-2】の1番から5番までをご覧ください。1番、和光市子ども・子育て支援会議の部会として、令和7年度から新たにこども・若者部会を設置し、当事者が意見を述べる公式な場を確保しました。

2-1から2-5に記載しているこどもワークショップでは、先ほど成果指標でご説明したように、こどもの生の声を聴き、市の条例や計画の作成に関与し、その結果をこどもにフィードバックしました。

一方で、【資料5-2】、2ページの3番、こども・若者の市民参加の推進と、4ページ27-1、若者の相談窓口の充実については、既存の取組を継続して、こども・若者の相談にも対応しておりますが、新たな取組は実施できていない状況です。

これからより推進しなければいけないことから、評価を30%から60%未満の達成△としています。今後、こども・若者の多様な背景に応じて必要な支援が受けられるよう、相談体制の充実も図っていきたいと考えています。

続いて、こども計画の33ページ、基本方針2 こどもを守るセーフティーネットの強化・支援についてご説明します。【資料5-1】をご覧ください。

9番に学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数を成果指標として掲げています。ヤングケアラーの支援については、個別支援の中で関係機関と連携して状況に応じた支援を

実施していますが、この情報交換会議の開催には至っていない状況です。後ほどご説明いたしますが、今年度ヤングケアラーの実態調査、実態把握のための調査を行い、支援を推進していきたいと考えています。この基本方針2以降の具体的な取組については、お時間の関係上、本日省略いたします。

続いて基本方針3、こども計画の41ページの成果指標についてご説明いたします。本計画では【資料5-1】14番、児童センター児童館を利用する中高生の人数を成果指標としています。令和7年度は11,983人で、計画策定時から減少している状況です。児童センター、児童館では、乳幼児から中高生まで、それぞれの年代に応じた事業を展開し、こどもが日常的に立ち寄れる地域の拠点としての役割を果たしているところですが、今後は中高生を含む幅広い年代が利用しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

続いて、基本方針4の指標についてご説明します。こども計画では51ページ以降に記載しています。基本方針4安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進～わこう版ネウボラの充実～では、【資料5-1】に記載していますが、18番乳幼児健康診査の受診率を成果指標としています。計画策定時の3.3%から3%に、0.3%減少しており、出産後の1ヶ月検診から就学前の5歳児検診まで、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行っているところです。

続いて、こども計画61ページの基本方針5子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実です。本基本方針では、【資料5-1】20番民間保育施設等における1施設当たりの平均指摘件数と21番園生活においてこどもが大切にされていると回答する保護者の割合を成果指標としています。令和7年度民間保育施設等における1施設当たりの平均指摘件数は1.7件に減少。園生活においてこどもが大切にされていると回答する保護者の割合は98.3%に上昇しています。

なお、21番の現状時に誤りがあったため、こども計画の冊子22ページでは87.6%となっていますが、正しくは97.9%であったので訂正いたします。数値に誤りがあり、申し訳ございません。なお、数値の見直しについては、来年度にこども計画の中間見直しを予定しておりますので、その際に検討してまいります。

計画書の67ページ以降に掲載している基本施策5-3教育・保育等の基盤整備については、子ども・子育て支援法に基づき、第3期和光市子ども・子育て支援事業計画として位置付けています。【資料5-3】として、地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保施策の令和7年度実績をお示ししておりますので、参考としてください。

この基本方針、子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実には、妊娠期の産前産後サポートから教育・保育サービスまで幅広い事業を位置付けているため、本日は保育所と学童クラブの状況についてご説明します。

長くなって申し訳ありませんが、【資料5-5】と【資料5-6】をご覧ください。

まず、【資料5-5】保育所の定員体制と待機児童についてです。和光市こども計画では、減少人口の減少を受け、新規の施設整備は行わず、既存施設の調整で対応する方針としております。令和8年4月1日現在時点の定員は、保育所、小規模保育事業所・認定こども園を合わせて2,171名、利用者は1,887名で、全体の充足率は約87%となっています。待機児童数の過去3年の推移については、令和6年度3名、令和7年度2名、令和8年度6名の見込みとなっており、申請者数自体は年々減っているにもかかわらず、待機児童は増える見込みとなっています。その主な原因は1歳児の保育申請児童の急増です。1歳児は定員366名に対して360名が利用しており、充足率は昨年の85.7%から

98.4%へと大きく上昇しています。低年齢児で定員が埋まりつつあることが今年度の特徴となっています。

続いて【資料 5-6】、令和 8 年 5 月 1 日時点の学童クラブの状況についてです。定員は 1,033 名で、ここ 3 年間新規施設の整備はございません。一方、申請者数は 1,127 名と前年から大きく増えており、国基準の待機児童数は 74 名の見込みとなっています。特徴としては、1 年生、2 年生に待機児童がおらず、3 年生以上の高学年に待機が集中しています。待機となったお子様には、学校で 17 時まで過ごせるわこうっこクラブ、さらにその後 19 時まで学童で過ごせるわこうっこプラス事業により、放課後の居場所を確保しています。

以上のとおり、保育所では 1 歳児を中心とした低年齢児の需要の増加、学童クラブでは高学年の待機というそれぞれ異なる理由により待機が発生していると認識しています。

ご説明は以上です。

森田会長

ありがとうございました。

今のこの問題については計画の承認が必要になりますので、この会議は保護者の方、利用者の方もいらしていますので、ここで感想やご意見をどうぞ。

先ほどもいくつかの特徴的なこととして、申請者数が減っているが、待機が増えている。特に 1 歳児の申請者が増えているということを聞きましたけれども、地域的な問題ことも含めて、委員の方でこれに対するご意見あるいはご質問等あればどうぞおっしゃってください。

保育園や幼稚園、中学校は学童がないですけれども、なかなか児童館の利用が増えないこともありました。中学生たちに必要な施策などについても何かご意見とか何かあればどうぞ。

（櫻井委員が挙手）

どうぞ。

櫻井委員

学童クラブの整備状況、申請状況など改めて数字で見て、私は民間の学童に申請しましたが、その 3 年生が 3 人しかなくて、友達がいないからそのまま辞めていった状況がありました。周りは、待機児童で公設のところを含めて学童どこも入れなかったみたいな声が多いので、このようなわこうっこクラブやわこうっこプラス事業によって共働きが継続できていることが周りに多い印象を受けています。

少し思ったところとしては、もしかしたらもうその辺り対策をされているかもしれませんが、この待機児童の中でもエリアによって偏りがあったら、そこも見えていく必要はあると思います。特にどのエリアに待機児童が多く出ているか、その辺りも今後見ながら整備を考えていく必要があるかなと感じました。

森田会長

はい、ありがとうございます。

それでは地域的な問題について、ご説明少しお話しいただけますか。

保育施設課（柳田課長補佐）

保育施設課の柳田と申します。私から学童クラブの待機児童の地域的な偏りにつきまして説明いたします。

学校名で申し上げますと、新倉小学校と下新倉小学校、第三小学校、こちらは待機児童がかなり偏っています。第四小学校も一部不承諾は発生していますが、こちらは学校区域内のところにもう1つ学童クラブがございまして、そちらへの申出がないため、待機児童としてはカウントされていませんが、第四小学校も不承諾が多い状況となっております。

地域上の特性としては以上となります。

保育サポート課（中野課長）

保育サポート課から保育園の状況についてお答えいたします。

保育園の状況といたしましては、南エリアで待機児童が特に多くなっています。その理由といたしましては、近隣に大きなマンションが整備されたということや、公設保育園の入所状況を踏まえまして、公設保育園への利用希望、それから民間保育園への利用が減少するというような傾向が見られたことから、公設保育園の受け入れ児童数について見直しを図りました。そのような結果として定員に対して申請を満たせないという数でございしますが、待機児童が生じていると思っています。

公設保育園につきましては、今後できるだけ多くの保育ニーズに応えられるよう、体制を整備していく必要性がございますので、そのような対応をとったところです。

以上です。

森田会長

よろしいでしょうか。

わこうっこクラブや、児童館のいわゆる中学生、高校生を含めてこのような若者たち、よく若者支援はおおよそ中学生ぐらいからを指していますが、ここについてはやはり抜本的に検討しなければなりません。下から積み上げていく施策だけでは解決しない問題があると思うので、施策としてきちんと考えなければならないと思っています。

特によく言われますけれども、学童あるいは放課後等デイサービスのようなこどもの居場所を抱えている状況の中で、施設を変えることなど、学齢期のこどもたちの中で、どのようにこどもの支援をしていくのか、あるいは保育支援を行っていくのかということについて、総合的に考えなくてはならないと思いますので、またこれも今後の課題として引き続き続けていきたいと思っています。

もう1つですけれども、この前にたくさんの丸や三角や二重丸が打ってありまして、しっかり読み解かなければならないと思いますが、これについては特に、次年度に向けての中間見直しが入ってきますので、皆さん同じ位置でご参加いただいているので、ご検討いただきたいと思います。おそらく、例えば今回のこども・若者部会のように、1つ事業を新しく起こすと、結構いくつかの課題に対応できるということもあります。ですから、例えばヤングケアラーの問題についても、何か1つ起こすと、それでいろいろな課題が解決していくことにもなるかと思っていますので、とりわけ私がお願いし

たいのは、今本当にこどもの権利に関する条例を作ろうとして、こどもたちの話を丁寧に聞こうとしています。なので、ここと連動させながら、皆さんのところからのご発言があると、行政も動いていくので、お願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。他に何か感想や質問等ございませんか。

(猪瀬委員が挙手)

どうぞ。

猪瀬委員

わこう子育てネットワークの猪瀬です。

ヤングケアラーにつながるところで思い当たるところでは、アンケートの中にもありましたが、秘密を守ってくれるのか、言った意見が大切に守られているのかというアンケートの内容の結果から、私が考えるところでは、こどもの夜のお留守番です。そこに対して居場所が欲しい、保育園と学童保育の待機児童の中で、家で留守番を1人でしているこどもがいる和光市には、結果的に1人で家に留守番して1人で不安を抱えているこどもがいることが、不登校やヤングケアラーにつながっているのではないかと考えました。

森田会長

ありがとうございます。

例えばそういったお子さんが発見される、状況が分かった場合に、どこかきちんと伝えていただける場所があるのでしょうか。それはまだ全くなく、そのようなこどもがいる段階でとどまっているのでしょうか。

猪瀬委員

詳しくはわかりませんが、例えば中学生になった時には学校とのアクセスがすごく取りにくいし、中学生ともなると、保護者としてもずっと付き添っているわけにもいかない。また、そのようなこどもたちが和光市に増えているということを保護者としては耳にしていました。

森田会長

ありがとうございます。

(大澤委員が挙手)

どうぞ。

大澤委員

先ほどの若者の意見の中に、親の余裕ということがあったかと思います。やはり親も助けてほしい、親にとってのサポートもしてほしい、働いている親へアプローチのために、職場や企業へ親の働き方について、アプローチしていくことが必要なのかなと思いました。一生懸命そのような施策があるのかと思って、この表を見ていましたが、探しきれなかったので、ぜひ中間見直し、さらに次期計

画の時には、そのような社会、親が関わる社会にどのように親の働き方を変えるというか、こどもがそのような声があることを伝えていけるのかが重要かと思います。企業もこどもや働いている大人にサポートする必要があると思います。

森田会長

ありがとうございます。

親支援というときに雇用している側に働きかけが必要ではないかというご意見です。

伊東委員は労働者代表でご参加されていますが、和光の商工会でそのような話がありますか。

伊東委員

商工会にはそのような話ないです

森田会長

今日のお話の中で様々な施策がありますが、このような施策は全くない、このような支援があったらいいと思うことが、もしおありであればどうぞ。

伊東委員

今は会議に参加させていただいておりますが、自分が10年前にこのような会議があって、わこうっこクラブやわこうっこプラスなど、そのようなものが欲しかったし、親のフォローが話題にのる、親も落ち込むみたいなことに目を向けてもらえる時代が来たのかと感じました。この会議に来ると、自分の子育てを振り返って苦しくなったり、反省したり、やり直したいなとそのような気分になります。

森田会長

ありがとうございます。多分同じような思いの皆さんも多いかと思います。

それでは議題4について、他にご意見などございませんか。

一同

異議なし。

森田会長

ありがとうございます。

それでは議題5 令和7年度第1回・第2回、令和8年度第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について事務局よりご説明お願いいたします。

それでは議題 5 について、子ども家庭支援課飯田よりご報告させていただきます。資料につきましては、【資料 6-1】から【資料 6-3】となります。

児童福祉法の改正により、令和 7 年 10 月 1 日から、保育所等の職員によるこどもへの虐待と思われる行為があった場合は、市または県へ報告することが義務化されました。市が虐待の通報に関する事実確認や指導等の措置を講じた場合には、児童福祉審議会に報告することが定められています。

改正は、こどもの安全を最優先に考え、虐待の早期発見と防止を図るために設けられたものです。日々の行為の延長に虐待があると解し、虐待の概念を軸に講ずるべき対応が再整理されたものです。基準検討・児童福祉部会の所掌に「児童福祉法に基づくこどもに対する支援の措置に関する報告に関すること」を追加し、部会は 5 人の委員で構成されていますが、虐待等の事案は秘匿性が高いことから、市民団体や利害関係者を除いたミニマムな体制で審議するべきであり、また、こどもの心身の状態や発達を専門的に分析でき、かつ保育所等の状況を適切にご判断いただける学識経験者 3 名で構成をして合議体として構成をしております。汐見委員と大澤委員にご参加いただいた形で、非公開で開催をしているものです。

今回ご報告申し上げる内容は、施設やこども等が特定されない範囲で作成をしております。【資料 6-1】をご覧ください。

令和 8 年 2 月 19 日の本会議に報告した市内保育施設における虐待事案について訂正がございましたので、ご報告をさせていただきます。訂正内容は 2 に記載のとおり、正しくは 2 歳児クラスの男児 1 名、女児 2 名であったものの、当初のご報告では 2 歳児クラスの男児 2 名、女児 1 名とご報告させていただきましたので、この場をお借りして訂正し、お詫び申し上げます。訂正の経緯等につきましては、3 に記載してございますので、時間の関係上割愛させていただきます。当初のご報告内容につきましては、次ページに付いております、カッコを書かれているものが当初のご報告となっております。

続きまして、【資料 6-2】をご覧ください。

こちらは市内放課後児童健全育成事業で発生した心理的虐待事案についての報告となっています。小学生男児 2 名に対する心理的虐待があったと判断したものです。児童に外見上の大きな影響は認められないものの、再発防止策の徹底等、市の方から依頼をかけているものとなります。詳細につきましては、【資料 6-2】に書いてございますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

続きまして、【資料 6-3】をご覧ください。

こちらは令和 8 年度に入ってご報告を基準検討・児童福祉部会にしたものとなります。市内認可保育所等における不適切な保育についての報告となります。こちらにつきましては、虐待との判断ではなく、不適切な保育として判断したものとなります。1 歳児クラス女児 5 名に対し、排泄介助等の行為について虐待には該当しないものの、極めて不適切な保育であると考えました。合議体の意見としましては、市の対応および虐待と認定しない極めて不適切な保育であるとの判断は妥当とのご意見を頂戴しています。詳細につきましては、【資料 6-3】に記載してございますので、本日は時間の関係を割愛させていただきます。

報告は以上です。

ありがとうございます。

多いですね。簡単に言うと、多いです。

これは通報がなくなっても困りますし、通報があるような状況であっても困るのが、現実だと思います。私も様々な実態の委員会をやっていますが、やはり多いと思います。これは報告ですが、部会で議論されていて、もちろん守秘義務がありますので、それ以上話すことができないかもしれませんが、特にこの場合は、関係の保育園や、あるいは学齢期のこどもたちのケアに当たっていらっしゃる方々もいらっしゃいますので、少しこの問題については重く受け止めていただきたいと思います。

こどもたちにとって、学校にしても施設にしても、様々な場所にしても、こどもたちがなぜあんなに安全・安心ということを語るかと考えると、当然ですが、このような事実が起きていれば、絶対にこれは見逃すことはできないわけなので、そのような意味ではとても大事なことを皆さんご議論いただいている、大変なことをやっていたらいいなと思いますが、どうですか、大澤委員、何かお感じになることはありますか。語れる範囲で全然構いません。

大澤委員

ありがとうございます。

今、森田会長がおっしゃっていたように、委員になって何回が集まって、いろいろと意見交換をしましたが、件数が多いという印象です。ただ、まず担当の職員の皆さんは、本当に複数回、対象となった場所に足を運んで、丁寧にヒアリングと状況把握をしてくださっていて、私たちもそれを十分に紙面でわかるような説明をしていただけているので、本当にそれは大変なことだろうと思います。

そのようなことがあって、私たちもたくさん意見を出させていただいているのですが、まずは個々の案件において、結果的にこどもにあまり影響がなかったと書かれていることも多いですが、やはりあった事象に関してはしっかりと受け止めていく必要があります。また、それを仕組み的にどうにかしないといけません。一つ一つを潰していくだけではおそらくずっと出続けると思います。

なので、仕組み的に市としては既書いてあるように研修をしながら、それを気づいてもらう、それはいけないことだと気づいてもらうということをやっていくしかないと思います。それがうまくいけば、だんだん数は減ると思いますし、今は膿を出すではないですけども、それが虐待や不適切だと気づいてない方たちにわかってもらえるようなことをするしかないと思っています。

森田会長

ありがとうございます。

他にご意見がある方いらっしゃいますか。

(伊東委員が挙手)

どうぞ。

伊東委員

和光助産院の伊東です。

これに関しては、施設長の先生方から本当に忌憚ない意見を聴取したり、保育士の定着システム、

例えば宿舍借り上げの費用や期間に関しても、やはり検討していく必要があるのではないかと思います。

森田会長

ありがとうございます。

私はいくつかの自治体のこのような業務をやっていく中で、思うのは、やはり和光市は保育の配置だけではなく、施設サポートもできる仕組みを持っていच्छるので、そこはきちんとやっていただかないといけないと思います。

なので、これは市の仕組みとしてきちんと様々な民間の保育園やあるいは保育施設が適切なことへの保育を提供できるようにサポートをしていただくことが必要です。自治体によっては巡回支援をやっているところもかなり出ています。なかなか難しいところではあるということは十二分に承知しておりますけれども、ぜひ新たな方法を検討いただきたいと思います。

それをやらないとこの和光の街の中の、特に学齢期から乳児のところまでのこどもたちの保育の質を上げていくことは難しいと思います。

学校の中でのおそらく指導の質を上げるためにものすごく努力をなさっていると思いますが、同じように保育機関で起きている問題は、まさにそこが問われてくると思います。

今までのやり方では絶対にダメだということを、きつく認識してもらわないといけないと思いますので、そこについては、いろいろな幼稚園、保育園やあるいは学童、そして地域支援の場で、そのことが徹底されるようお願いをしたいと思います。

(汐見委員が挙手)

どうぞ。

汐見委員

この事案については大変重たく受け止めております。

すごく大きな問題として、虐待や不適切な保育は個人だけが原因ではありません。保育のありよう、学童クラブもそうですが、その人への向き合い方、人権意識、そのようなところが大変大きく関わっています。ですので、園における保育のありようが、もうそのありよう自体でこどもへの人権の無視が多々行われていることも実際にあります。

やはりその園全体の保育、幼稚園も保育園もこども園もこどもを尊重する保育、こどもを尊重することについて、保育の具体的な実践の中でどのように向き合っていくのか、そこが大変大事な課題だと思って今取り組んでおりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

森田会長

ありがとうございました。

本当に大事なところですので、私たちのところでは関係がないということではなく、いろいろなところに実はこのような問題が潜んでいます。仕組みを作れば作っただけ、あぶりだされてくること自体が、こどもの人権侵害があらゆるところにあるということを私たち自覚しなければなりません。

これをきちんと解決していくための1つの方法が、まさに私たちが今作ろうとしている条例、こどもの権利に関する条例というものなので、皆さんの力を貸していただいて、このような問題を一つ一つ形骸化させない、こどもたちがあげた声をきちんと受け止めて、あなたたちの安全や安心は絶対守るということを具体化できるような、市の仕組みにしなければなりませんし、量だけではなくて、質もきちんと担保してあげなければならない。そして質を担保するための、市全体のサポートも必要になります。体制や場、人、あるいは専門性もそうです。私たちはできることを本当に一生懸命やっていますが、間に合わない状況がありますので、この辺りを連携させながら、連動させながら、この問題を解決していく方法を私たちがこの審議会で考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にご意見はありますか。

一同

意見なし。

森田会長

それではこの議題については終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

最後、その他について、事務局のほうからお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

2点ご報告をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目が、「こどもまんなかアクションシンポジウムとinわこう」ということで、【資料7】をご覧ください。

このシンポジウムの内容については、ご記載の通りですが、こども家庭庁がこどもまんなかという理念に賛同する自治体とこども家庭庁との共催で、このこどもの権利に関する周知啓発のイベントをやりませんかと募集を全国にかけておりました。当市は、先ほどの条例制定と合わせて、機運醸成のためにエントリーをした結果、採択をされました。具体的には、令和8年8月8日の土曜日2時から2時間、こどもの権利に関する基調講演、パネルディスカッションを想定しておりますので、ぜひご参加をいただきたいと思ひております。

具体的な方のイベントの内容等に関しては、また改めてメール等でお示しをさせていただきたいと思ひますので、ぜひご参照いただきたいと思ひます。

2点目が、先ほどヤングケアラーの話少しございましたが、今年度、市内の小学校及び中学のご協力をいただいて、ヤングケアラーの実態把握と支援へつなげるアンケート調査を実施予定しております。調査の結果などに関しましては、次回以降の会議の中で共有させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

森田会長

ありがとうございました。
皆さんの中から何かご案内などがありますか。

一同

意見なし。

森田会長

それではこれもちまして、令和 8 年度第 1 回子ども・子育て支援会議を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。